



議案第八八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員 of 公務災害補償に関する条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十二年十二月二十五日 提出

昭和四拾貳年拾貳月五日 原案可決

三朝町長 坂出 雅己

三朝町議会議長 矢田秀雄

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第六十九条及び第七十条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度を定めることを目的とする。

(職 員)

第二条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第一条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受ける者
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく船員保険の被保険者（同法第二十条の規定による被保険者を除く。）
- 三 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年鳥取県条例第三十七号）の適用を受ける者
- 四 鳥取県市町村消防災害補償組合消防団員等公務災害補償条例（鳥取県市町村消防災害補償組合条例第八号）の適用を受ける者

(実施機関)

第 三 条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

一 議会の議員 議長

二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 町長

三 その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務に基づく認定される災害が発生した場合には、その災害が公務上のものであるかどうかを認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務上のものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。

(認定委員会)

第 四 条 三 朝 町に認定委員会を置く。

2 認定委員会は、委員五人をもつて組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定

する委員がその職務を行う。

8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(補償基礎額)

第 五 条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 議会の議員 議会の議長が町長と協議して定める額

二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 町長が定める額

三 その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が著しく低額、又は高額である場合は、実施機関が町長と協議して別に定める額)

四 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額

第二章 補償及び福祉施設

(補償の種類)

第 六 条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

一 療養補償

二 休業補償

三 障害補償

イ 障害補償年金

ロ 障害補償一時金

四 遺族補償

イ 遺族補償年金

ロ 遺族補償一時金

五 葬祭補償

(療養補償)

第 七 条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行ない又は必要な療養の費用を支給する。

(休業補償)

第 八 条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第 九 条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき、別表に定める第一級から第七級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償及び障害補償の制限)

第十条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷、疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から三年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償又は障害補償の金額からその金額の百分の三十に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合一回につき十日間（十日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を行なわなければならないことができる。

（遺族補償）

第十一条 職員が公務上死亡した場合には、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第十二条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。
- 二 子又は孫については、十八歳未満であること。

三 兄弟姉妹については、十八歳未満若しくは五十五歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表の第七級以上の等級の身体障害に該当する廃疾の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による廃疾の状態にあること。

2 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、一年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 補償基礎額に三百六十五を乗じて得た額（以下「補償基礎額の年額」という。）の百分の二十五に相当する額。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき補償基礎額の年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が補償基礎額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、補償基礎額の年額の百分の二十五に相当する額。

第十三条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

四 離縁によつて、死した職員との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき（職員の死亡の時から引き続き第十二条第一項第四号の廃疾の状態にあるときを除く。）

六 第十二条第一項第四号の廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第十四条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していたもの

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族補償一時金の額は、第一項第一号の場合にあつては、補償基礎額の四百倍に相当する金額、同項第二号の場合にあつては、補償基礎額の四百倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(葬祭補償)

第十五条 職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、補償基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

第十六条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法第三章（第二十四条、第四十五条及び第四十六条を除く。）の規定の例による。

(福祉施設)

第十七条 ~~福祉施設~~ 福祉施設は、公務上の災害を受けた職員の福祉に関して必要な次の施設をするように努めなければならない。

- 一 外科後処置に関する施設
- 二 休養又は療養に関する施設
- 三 リハビリテーションに関する施設
- 四 義し、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設
- 五 その他必要と認められる施設

第三章 審査

(審査)

第十八条 実施機関の行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行ない、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第十九条 **三朝** 町に審査会を置く。

2 審査会は、委員三人をもつて組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑 則

(報告、出頭等)

第二十条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第二十一条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第二十二条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(規則への委任)

第二十三条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第二十四条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、一万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十二月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

第二条 適用日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（適用日前の公務上の負傷又は疾病により適用日後に廃疾となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

（遺族補償の支給に関する暫定措置）

第三条 適用日から五年以内に職員が公務上死亡した場合において、当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、補償基礎額の四百倍に相当する額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、次の各号に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

一 一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額

二 一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に未滿の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た数に一を加へた数で除して得た額の合計額

3 第一項の一時金は、この条例の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

第四条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第十四条第四項の規定にかかわらず、補償基礎額の四百倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

一 第十四条第二項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 百分の百

二 第十四条第二項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は第十二条第一項第四号に定める廢疾の状態にある三親等内の親族 百分の百七十五

三 第十四条第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる者 百分の二百五十

（他の法令による給付との調整）

第 五 条 障害補償年金又は遺族補償年金の額は、これらの補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に定める年金が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年額から、当該年金の年額にそれぞれ次の各号に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定による障害年金又は遺族年金 二分の一

二 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。）、遺児年金又は寡婦年金 三分の一

別表

種 別	等 級		倍 数	
	第 一 級	第 二 級	第 三 級	第 四 級
障 害 補 償 年 金	二 四 〇	二 一 三	一 八 八	一 六 四

備考

この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。

障害補償一時金									
第 十 四 級	第 十 三 級	第 十 二 級	第 十 一 級	第 十 級	第 九 級	第 八 級	第 七 級	第 六 級	第 五 級
五 〇	九 〇	一 四 〇	二 〇 〇	二 七 〇	三 五 〇	四 五 〇	一 〇 〇	一 二 〇	一 四 二